

# リーフレンタル利用誓約書

e-Rentcar 殿

ドライバー・借入者は下記条件を承諾した上で車両「日産リーフ」の借り入れを申し入れます。

## 記

### 遵守条項

1. 借入者は、借用車両を自己の所有物と同等の注意義務をもって管理する。
2. 車両の使用料は事前振込みとする。キャンセルによる払い戻しは行いません。
3. 返却期限前であっても、貸主が返却を要請した場合、速やかに返却する。
4. 筑波サーキット敷地内のみでの走行とする。一般公道の走行は認めない。
5. レンタル車両の転貸、質入は認めない。
6. レンタル車両の引渡し、返却は、筑波サーキットにて行う。
7. ドライバーはサーキット走行経験者、かつ免許取得後2年以上の運転経験を必要とする。また、総合的に判断し認められた者はこの限りではない。
8. 未成年者の申込は、親権者・未成年後見人の承諾を必要とする。(承諾欄)
9. 反社会的団体に関連する者への貸し出しは行わない。

### 損害賠償、弁済

1. 事故等による車両の修理費は借入者が負担する。多大な修理の場合、60万円(全損)を上限として弁済する。
2. 筑波サーキットの設備、施設、車両、備品等に損害を与えたときは、自らの責任で弁済する。
3. 返却までの期間に発生した故障は、その内容や状況に応じて責任割合を協議し、相応の修理代金を支払う。

以上

平成 年 月 日

借入者 住所

氏名

Ⓜ

(自署・捺印のこと)

親権者・未成年後見人は、借入者の損害を補償する。

承諾者 住所

氏名

Ⓜ

(自署・捺印のこと)